



## 參考資料



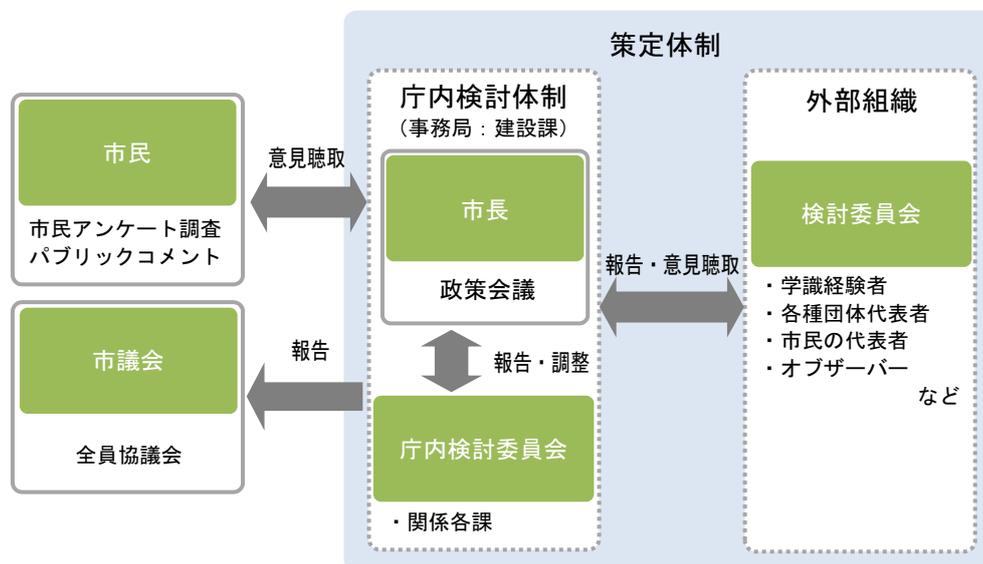
# 参考資料

## 1. 策定の体制

### (1) 策定体制

計画策定に当たっては、関係各課の庁内職員で構成する「庁内検討委員会」にて全庁的な検討体制を構築し、計画の立案を行いました。また、多角的な視点による意見を把握し、実行性のある計画とすることを目的に、学識経験者、各種団体代表者、市民の代表者などで構成する「検討委員会」を設置し、本計画に係る助言を受けながら検討を進めました。

その他、市民の意見を反映するため、市民アンケート調査、パブリックコメントを実施し、市議会へ報告を行いました。



策定体制のイメージ

## (2) 瀬戸市緑の基本計画検討委員会

---

### 1) 設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を改訂するため、「瀬戸市緑の基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 緑の基本計画に関する事項を検討するため、検討委員会を設置する。

#### (検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 緑の基本計画の改訂に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

#### (組織)

第4条 委員会は、委員10人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民を代表する者

#### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から緑の基本計画を改訂する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (報償)

第6条 学識経験者及び地元団体関係者に対し、委員会開催毎に1回7,300円の報償を支払うものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回委員会について

は市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に、委員会への出席及び資料の提出等を要請することができる。
- 4 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 議事内容、経過及び資料を公表することとする。

(部会)

第9条 委員会は、必要により部会を設けることができる。

- 2 部会に関する必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市整備部建設課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

## 2) 委員名簿

(敬称略)

	所 属 等	氏 名
1	南山大学 総合政策学部 教授	石川 良文
2	名城大学 理工学部 教授	鈴木 温
3	中部大学 現代教育学部 講師	青山 美千子
4	瀬戸市自治連合会 会長	伊藤 勉
5	瀬戸市農業委員会 会長	加藤 基
6	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会 会計監査	加藤 綾子
7	瀬戸市老人クラブ連合会 副会長	大島 勝幸
8	民生委員児童委員協議会 子育て支援部会 副部会長	佐野 麻貴
9	NPO法人ファザーリング・ジャパン東海支部 理事	横井 寿史
10	長根花の友の会 副代表	佐藤 幸男
11	花倶楽部ピュア 代表	吉田 隆子

(オブザーバー)

愛知県 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課

## 2. 策定の経緯

	年月日	種 別	主な内容
平成 30 年度	1月18日 ～1月31日	市民アンケート調査	・満20歳以上の市民2,000人を対象に実施
令和 元 年度	7月4日	全員協議会	・瀬戸市緑の基本計画改訂について
	7月17日	第1回検討委員会	・緑の基本計画について ・緑の課題体系図について
	10月29日	第2回検討委員会	・瀬戸市緑の基本計画（計画立案）について
	12月10日	第3回検討委員会	・瀬戸市緑の基本計画（素案）について
	12月17日	全員協議会	・瀬戸市緑の基本計画（案）について
	1月7日 ～2月7日	パブリックコメント	・市内在住、在勤、在学者等を対象に実施
	2月17日	全員協議会	・パブリックコメントの結果について
	2月20日	第4回検討委員会	・パブリックコメントの結果について
	3月23日	策定・公表	・瀬戸市緑の基本計画 策定・公表

### 3. 市民参加

#### (1) 市民アンケート調査

市民アンケート調査の概要及び結果は、本編 P. 35～P. 43 にまとめています。

#### (2) パブリックコメント

##### 1) 意見募集期間

令和2年1月7日（火）から令和2年2月7日（金）まで

##### 2) 意見の件数

- ・意見を提出された方の数 4名
- ・意見の件数 22件

##### 3) 意見への対応

- A 意見を踏まえて、案の修正をするもの 8件
- B 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの 9件
- C 今後の事業実施の参考とするもの 2件
- D その他（意見として受理するもの） 3件

##### 4) 意見の内訳

分 野		件 数
第1章 緑の基本計画について	1. 改訂の背景	1件
第2章 瀬戸市における緑の現況	2. 社会的条件	2件
	3. 緑の現況	6件
第4章 計画の方針	1. 基本理念と緑の将来像	1件
	2. 基本方針	1件
第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策	3件
	3. 重点的に配慮を加えるべき地区	1件
第6章 計画の推進にあたって	1. 計画の推進体制	1件
	2. 計画の進行管理	1件
計画書全般	表現方法	2件
その他（意見として受理）		3件
合計		22件

(意見の概要及び市の考え方)

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
1	第1章 緑の基本計画 について	1. 改訂の背景	計画(案)において「改訂」が使われているが、「改定」が相応しいのではないか。	「改訂」は文書の表記などを改める際に使用する言葉であることから、本計画では「改訂」を使用しています。	B
2	第2章 瀬戸市における 緑の現況	2. 社会的条件 ((6)観光・レクリエーション)	「2) 祭り・イベント」において、1 行目は「瀬戸陶祖まつり」と「 」があるが、3 行目は「 」がない。3 行目も「 」を使った方が分かりやすいか。	ご意見のとおり、表現を修正しました。	A
3	第2章 瀬戸市における 緑の現況	2. 社会的条件 ((8)歴史・景観)	「4) 美しい愛知づくり景観資源 600 選」にある「定光寺」は、他のページとの整合性を図り、「定光寺公園」としてはどうか。	愛知県が公表している「美しい愛知づくり景観資源 600 選」においては、資源名を「定光寺」としています。「美しい愛知づくり景観資源 600 選」と整合を図り、「定光寺」としています。	B
4	第2章 瀬戸市における 緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「1) 都市公園の概況-③老朽化の状況」にある「公園の老朽化」という表現は、「公園の施設・設備の老朽化」の方が相応しくないか。	ご意見のとおり、表現を修正しました。	A
5	第2章 瀬戸市における 緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「2) 公共施設緑地」にある公共施設緑地位置図において、昨年4月に開校した「県立瀬戸つばき特別支援学校」がない。	公共施設緑地位置図(図 2-26)に位置を示しました。併せて関連する箇所についても修正しました。	A
6	第2章 瀬戸市における 緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「小中学校は「にじの丘学園」開設後を対象としている」とあるが、「開設」より「開校」の方が適しているのではないか。	ご意見のとおり、表現を修正しました。	A

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
7	第2章 瀬戸市における緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	「3)民間施設緑地」の位置図は、学校や町内児童遊園などは「三角プロット」で図示しているのに対し、ゴルフ場・ゴルフ練習場は「エリア」で図示しているのはなぜか。	ゴルフ場・ゴルフ練習場と比較して、学校や町内児童遊園等の緑地は小さいため、同図にこれらを図示しても場所がわかりづらく(見えにくく)なってしまいます。そのため、学校や町内児童遊園等の緑地は「三角プロット」で図示しています。	B
8	第2章 瀬戸市における緑の現況	3. 緑の現況((2) 施設緑地)	ゴルフ練習場は民間施設緑地に含まれるのか。ゴルフ練習場は大規模造成を行っており、植栽や緑化空間などは皆無とも思える。 他にも、民間施設緑地はあるのではないかと。	都市緑地法では、緑地の定義を「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。))が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」としています。また、同法では、「草地」について、「ゴルフ場のような人工草地も含まれる」とされていることから、本計画では、ゴルフ場やゴルフ練習場を民間施設緑地の対象としています。ご意見のとおり、その他にも民間施設緑地に分類される緑地はありますが、本計画では、規模が大きい緑地を対象として整理しています。	B
9	第2章 瀬戸市における緑の現況	3. 緑の現況((7) 緑被の状況)	緑被図にゴルフ練習場が含まれていないのはなぜか。	緑被地とは、植物の緑で被覆された土地や自然的環境の状態にある土地の総称をいいます。緑被図は衛星写真を解析したものであり、緑被地を緑色の着色で図示しています。「緑地がある場所」は必ず「緑被地」となるわけではなく、例えば、ゴルフ練習場や土舗装のグラウンドなどは緑地に分類されますが、植物の緑による被覆等が見られなければ、解析結果が緑被地とならない場合があります。	B

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
10	第4章 計画の方針	1. 基本理念と緑の将来像((2)緑の将来像)	「瀬戸万博記念公園(愛・パーク)」についての記載がどこにも見当たらないので、気になる。	緑の将来像において、万博記念公園(愛・パーク)は森林環境ゾーンの「緑の拠点」に位置付けています。万博記念公園(愛・パーク)を含む森林環境ゾーンの「緑の拠点」は、瀬戸ならではの景観として保全を図るとともに、市民や来訪者の交流を生み出す場として活用の促進を図ることとしています。	B
11	第4章 計画の方針	2. 基本方針(基本方針2)	“推進”に関する課題の「②都市公園等の質の向上」について、公園の質に問題を感じているとの分析があるが、「公園の質」に対する市の考えや指標を示してほしい。	「基本方針2」において、本市は公園の質を高めていくために、利用しやすい公園、利用しなくなる公園となるように、利用状況等を勘案しながら地域ニーズなどに応じた公園の再編を進めるとしています。 また、公園の質に関する指標については、「3.計画の目標」において、「公園の質の満足度」を成果指標として設定しています。	B
12	第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策 ((1)重点施策)	東公園が廃止となるため、それに代わる公園を整備してほしい。スポーツができる公園であったため、祖母懐小の跡地を利用してはどうか。	「1)都市公園等の再構築」において、新規公園は、将来の人口動態を見据えつつ、公園が不足している地域を優先して整備を行うとしています。また、公園を適切に維持していくために、市内の公園の整備数や供用面積の調整を行うとしています。いただいたご意見は今後の事業実施の参考とします。	C
13	第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策 ((2)緑を「まもる」ための具体的施策)	矢田川畔の樹木の成長が著しく、景観を概していると思う。草の成長も著しく、川に近づけない状況である。3 河川の草の繁茂に対する作業時期を早めてほしい。	「2)河川・水辺をまもる」において、矢田川においては、水辺の緑の回廊整備事業として河川沿いに植栽された樹木の適切な維持管理を行うとしています。矢田川、瀬戸川、水野川の3河川は、愛知県と連携しながら適切な維持管理を行います。	B

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
14	第5章 計画を実現するための施策	2. 緑の施策 ((3)緑を「つくる」ための具体的施策)	ゴルフ練習場が増えれば、施策の方針「3)民有空間の緑をつくる」に寄与するということになるのか。	施策の方針「3)民有空間の緑をつくる」の具体的施策には、民有地における緑化の促進(生けがきの設置や建築物等の緑化など)や、新たな緑化制度の導入検討(緑化地域制度や市民緑地制度など)を示しており、特に市街地内の民有地において、緑化を促進していきたいと考えています。	B
15	第5章 計画を実現するための施策	3. 重点的に配慮を加えるべき地区 ((2)保全配慮地区)	「洞窯跡の杜」をはじめとする里山林において、市民団体等との連携による整備・保全活動を継続するとあるが、洞窯跡の杜がどこにあり、どのようなものなのか説明がない。	「洞窯跡の杜」についての説明を追記し、保全配慮地区の範囲(図5-11)に位置を示しました。	A
16	第6章 計画の推進にあたって	1. 計画の推進体制	「市民の責務」について、「樹木、花などを大切に育て、緑化に努める」ことに加え、「身近な緑についての情報発信」や「緑に関心を示す」ことも、市民一人一人が出来ることだと思う。また市民にこそやってほしいことのように思う。そのためには、どうしたらよいか考えたり工夫したりする努力を続けることが大切だと思うので、伝わりやすい文章を考えていただきたい。	ご意見をふまえ、表現を修正しました。 本計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民や事業者といった主体との連携・協働が必要不可欠です。ご意見のとおり、市民の方が身近な緑について知識を共有したり、本市の緑に関心を示したりしていただくことが非常に重要なことだと考えています。そのため、本計画では、基本方針の1つに、『せとの緑に携わるひとを「はぐくむ」』を設定しています。本市の緑をまもり、つくり、いかす取り組みを自ら進んで行動する市民や事業者の方を育み、基本理念の「自然・文化・人の魅力を次代につなぐ みどり豊かなまち・せと」の実現を目指したいと考えています。	A

No.	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
17	第6章 計画の推進にあたって	2. 計画の進行管理	計画(案)には、実行計画書(時系列ロードマップ、アクションプラン)などをつけるべき。	<p>本計画は、本市が緑地の保全や緑化の推進に取り組んでいくにあたって、基本理念や緑の将来像を定めるとともに、それらを実現していくための総合的な施策を示しています。</p> <p>個別・具体的な施策における重点施策を、「第5章計画を実現するための施策」の中で示しており、「都市公園の再構築」や「都市公園等の管理運営」等の検討を令和2年度以降順次実施していきます。</p> <p>いただいたご意見は今後の事業実施の参考とします。</p>	C
18	計画書全般	表現方法	私のような高齢者にも分かるように、日常生活で使う機会の少ない専門用語には解説をつけていただきたい。(ZEB化、エコスクール・プラスなど)	ご指摘いただいた用語のほか専門用語などは、参考資料に「用語解説」を作成し、まとめました。	A
19	計画書全般	表現方法	カタカナの単語は使わない方がわかりやすいのではないか。(フロー、プロジェクト、ツール、ポテンシャルなど)	制度名や事業名など、固有の名称として使われている単語はそのまま表記していますが、固有の名称以外は、ご意見を踏まえて表現を一部修正しました。	A

(その他意見として受理)

No.	その他	意見の概要	市の考え方	対応
20	その他意見として受理	上半田川上流域のメガソーラ ー建設計画は見直してほしい。	いただいたご意見は、関係部 署と共有させていただきます。	D
21	その他意見として受理	にじの丘学園周辺の森林(県 有林)の生物調査を実施してほ しい。 土砂災害防止のための計画 はあるのか。 猪、熊による害が生じないこと への対策が必要である。	生物調査及び獣害対策に関 していただいたご意見は、関係部 署と共有させていただきます。 土砂災害防止に関しては、土 砂災害防止法に基づく土砂災害 警戒区域等の指定や瀬戸市土 砂災害ハザードマップの作成・公 表により、注意喚起を図っていま す。	D
22	その他意見として受理	「本山中跡地」は、どのよう になるのか。	いただいたご意見は、関係部 署と共有させていただきます。	D

## 4. 用語解説

### あ行

用語	解説
あいちミティゲーション	※本編 P. 70 に掲載
エコスクール・プラス	※本編 P. 75 に掲載
NPO	「Non-Profit Organization」の略称であり、営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称です。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組みをいいます。

### か行

用語	解説
外来種生物	もともとその地域に生息しておらず、人間の活動により他の地域から入ってきた生物のことをいいます。外来種生物は、生態系、人、農林水産業など、広範囲に悪影響を及ぼす場合があります。
窯垣の小径	窯業で使用し、不要となった窯道具を埋め込んで作られた「窯垣」と呼ばれる塀や石垣が続く散策道です。本市の洞地区にあり、細く曲がりくねった坂の多い窯垣の小径は、その昔は陶磁器を運ぶメインストリートでした。
環境教育	環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習のことをいいます。学校・地域・家庭・職場などの多様な場で連携を図りながら総合的に推進することが重要とされています。
環境の保全及び創造に関する協定	本市と企業が相互に協力し、公害を未然に防止するなど、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すための協定です。
緩衝緑地	公害の防止や緩和、災害の防止を目的として造成される緑地のことをいいます。公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域や商業施設等とを分離・遮断する必要がある場所などに設置されます。
珪砂	主に石英粒からなる砂であり、ガラスの原料などに使われるものです。本市には国産ガラス原料として重要な鉱床があり、まちの産業を支える資源となっています。
景観重要樹木	景観法に基づき、景観行政団体の長が景観計画区域内で指定する景観上重要な樹木のことをいいます。
公園愛護会	地域住民が協力し合い、身近な公園の清掃・除草などの日常的な管理を行うために設置されるボランティア団体のことをいいます。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食や売店など、公園利用者の利便性を高める公園施設の設置と、そこから生じる収益を活用してその周辺の園路や広場などの整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する制度です。

## さ行

用語	解説
里山	集落に近く、農林業などの活動を通して自然が形成・維持されてきた人との関わりが深い山のことをいいます。里山は、希少な生物の生息地となっていることがあります。
事後保全	※本編 P. 68 に掲載
指定管理者制度	都市公園等の公の施設に民間活力を活用し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に創設された制度です。
市民緑地制度	都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、土地所有者等が、民有地に市民が利用できる緑地を設置・管理することを許可する制度です。
下半田川町蛇ヶ洞川エリア	※本編 P. 70 に掲載
食育	生きるうえでの基本となる「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育むことをいいます。
浸水想定区域	想定し得る規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことをいいます。
親水空間	河川や池などの水辺において、直接、水に触れ親しむことができる空間のことをいいます。
森林環境譲与税	豊かな森林を引き継いでいくために、国が間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に譲与（配分）するものです。
生産緑地地区	生産緑地法によって定められた、市街化区域内にある一定規模以上の農地をいいます。
生態系	食物連鎖などを通じた生物どうしの相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことをいいます。
生物多様性	①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種どうしで様々な差異が存在すること、③1つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、これらを内容とする概念です。
設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、都市公園に公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理することを許可する制度です。
瀬戸市農地バンク制度	※本編 P. 71 に掲載
せと・まるっと環境クラブ	※本編 P. 75 に掲載
せと環境塾	※本編 P. 73 に掲載

用語	解説
瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議	※本編 P. 70 に掲載
せと農業展	※本編 P. 76 に掲載
Z E B 化	※本編 P. 75 に掲載

## た行

用語	解説
多面的機能支払交付金	※本編 P. 71 に掲載
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域で消費することをいいます。
特定生産緑地制度	市街化区域内の農地である生産緑地地区の急激な減少を防ぐため、指定期間である 30 年を迎える生産緑地地区に対して、所有者の意向により指定期間を 10 年延期できる制度です。
特別緑地保全地区制度	樹林地、草地などの地区が単独もしくは周囲と一体となって良好な自然環境を形成している緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。
都市公園のカバー圏	都市公園から一定の距離の中に含まれる範囲を示します。一定の距離は、都市公園の規模別に従来の都市公園法施行令に規定されていた誘致距離を参考に設定しています。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律です。
都市緑地法	※本編 P. 1 に掲載
都市緑地法運用指針	国が都市緑地法に基づく制度についてどのように運用していくことが望ましいと考えているかなど、同法に関する国の考え方が示された指針です。

## な行

用語	解説
南海トラフ巨大地震	駿河湾から遠州灘・熊野灘・紀伊半島の南側の海域及び土佐湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフ沿いのプレート境界で発生する地震を南海トラフ地震といいます。その中で、科学的に想定される最大クラスの地震を南海トラフ巨大地震といいます。
二次林	原生林が伐採や山火事などの災害により破壊された後、自然または人為的に再生された森林のことをいいます。

用語	解説
農業振興地域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要がある地域として、都道府県知事が市町村ごとに指定する地域のことをいいます。

## は行

用語	解説
バリアフリー	障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで障害となるものを取り除こうという考え方をいいます。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症などの健康への被害や生態系の変化が懸念されています。
不法投棄	道路や空き地など、廃棄物を適切な廃棄物処理施設以外に投棄することをいいます。
本業窯	江戸時代後期から使用されていた陶器を焼成する窯です。市内にある2つの本業窯（洞本業窯・一里塚本業窯）は、市の指定文化財となっています。

## ま行

用語	解説
まちの課題解決活動応援補助金	瀬戸市における社会課題の解決を目指し、市民による自由で自発的な公益活動に対して支援金を交付する制度です。

## や行

用語	解説
やきもの遺産活動事業	※本編 P. 76 に掲載
やきもの文化啓発事業	※本編 P. 76 に掲載
遊休農地	耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地をいいます。
予防保全	※本編 P. 68 に掲載

## ら行

用語	解説
緑被率	※本編 P. 34 に掲載
緑化地域制度	市街地などにおいて効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合、敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられる制度です。

用語	解説
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことをいいます。愛知県においては、平成 27 年 (2015 年) に「レッドリストあいち 2015」を作成しています。

---

---

## 瀬戸市緑の基本計画

令和2年3月

---

---

【発行】 瀬戸市

【編集】 都市整備部 建設課

〒489 - 8701

愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1

電話 (0561) 82 - 7111 (代表)

ホームページ <http://www.city.seto.aichi.jp/>